



中村会計だより 9月号

中小企業の新しい会計ルール 「中小企業の会計に関する基本要領」

「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」は、中小企業関係者（中小企業団体、税理士、公認会計士、金融関係団体、学識経験者等）が主体となって設置された「中小企業の会計に関する検討会」によって、中小企業の実態に即した新たな会計ルールとして平成24年2月1日に公表されました。

今まで「中小企業の会計に関する指針（中小会計指針）」がありましたが、「中小会計要領」はより中小企業の実態に配慮して、税制との調和や事務負担の軽減を図る点から、多くの中小企業の実務で必要と考えられる項目に絞り、主な4つの目的から作成された会計処理のルールです。



経営者自身が自社の経営状況を把握しやすくするため
中小企業の利害関係者である金融機関・取引先・株主等
への情報提供に資するため
中小企業の実務に配慮するため
会計ルール適用に関わる事務負担を軽減し実行可能性
を高めるため

特に に関して、昨今の厳しい経済状況の中小企業「自ら」が勝ち残る力を備える必要があり、そのためには経営状況を把握するための経営者の「財務経営力」を強化することが重要なポイントとして取り上げられています。

「財務経営力」とは、経営者自身が自社の財務状況を認識し、それに基づいた的確な経営方針を構築する力。

「中小会計要領」に則した会計をすることにより決算書の信頼性が増し、その結果、金融機関・取引先から信頼され、よりスムーズな資金調達や取引先拡大に繋がります。その為には、まず「財務経営力」を上げていき、経営者「自ら」が自社の経営状態、今後の展望を数字で話せるようになっていくことが重要になってきます。

当事務所においても「中小会計要領」の対策はもちろん、月次巡回監査、継続MAS、書面添付制度を中心に今後も中小企業が勝ち残っていくためのサポートをしていきます。

第10回 中村会計事務所経営支援セミナーのお知らせ

『決算書で自社を語ろう！』

日時：2012年10月 2日（火） 18:30～21:05

場所：アクトシティ浜松 楽器博物館・研修交流センター6階 62研修交流室

上記「財務経営力」についての研修があります。詳しくは監査担当者までお問い合わせ下さい。

「生命保険料控除制度」改正の概要

平成 22 年度税制改正に伴い、平成 24 年 1 月 1 日以降に加入の保険契約より「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加え「介護医療保険料控除」が新設され適用限度額が変わります。

生命保険料控除のしくみ

平成 24 年 1 月 1 日より、契約日（更新日）を基準として、「旧制度」「新制度」2 つの制度が並存します。適用される制度に応じた生命保険料控除を受けることができます。

旧制度 平成 23 年 12 月 31 日以前に加入の保険契約が対象です。

平成 24 年 1 月 1 日以降に更新・付加等により、契約内容を変更された場合は「新制度」の対象になります。

新制度 平成 24 年 1 月 1 日以降に加入の保険契約が対象です。

旧制度	新制度
現行制度の適用限度額	新制度の適用限度額
一般生命保険料控除 所得税 5万円 住民税 3.5万円 定期保険など Jタイプ 総合医療 特約など 災害割増 特約など	一般生命保険料控除 所得税 4万円 住民税 2.8万円 定期保険など
個人年金保険料控除 所得税 5万円 住民税 3.5万円 個人年金 保険	介護医療保険料控除 所得税 4万円 住民税 2.8万円 Jタイプ 総合医療 特約など
介護医療保険料控除 対象商品 ・無配当重大疾病保障保険（Jタイプ） 重大疾病（ガン、脳卒中、急性心筋梗塞）に なってしまった場合に支払われる保険 ・総合医療保険 入院、手術をした場合に支払われる保険	個人年金保険料控除 所得税 4万円 住民税 2.8万円 個人年金 保険
合計適用限度額 所得税 10万円 住民税 7万円	合計適用限度額 所得税 12万円 住民税 7万円 住民税の控除額 は7万円が上限 となります。
	生命保険料控除の対象外となる契約 ・無配当災害割増特約・無配当障害特約等 災害割増 特約など

中村会計では法人、個人のリスク管理のお手伝いをさせて頂いております。
必要保障額の計算、状況にあった保険提案等致します。

詳しくは監査担当者までお問い合わせ下さい。